



ホームページもご覧下さい

福島法人会

検索

<https://f-hojin.or.jp>



ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクターけんたくん

令和6年3月1日発行 第559号



私のポケット

今年辰の年ですが、辰年は「変革(転機)」や「激動」の年と呼ばれているそうです。私がそんな動きに対応できるのか不安もありますし、今の若いものは、なんて言われた時代が懐かしく思えます。

私が子供の頃の福島は、もっと活気があったように記憶しています。

私が小学生の時に東口駅前ビル(中合・辰巳屋)が開店した頃で、何かあるのか楽しみでした。映画館も数件あり、大人の後ろについて行き、子供たちだけで映画をみたり、目的もないのにまちなかに行き、友達と出会い駅前周辺を何度も行ったり来たりして一日が終わったりしました。何をしたいというより、そこに行けば、幾つも新しい興味を得ることが、福島のまちなかにはあった様に思い出しますし、人達が活動していたのでは…。そんな思いを抱くのは私だけなのでしょうか？

現在、駅前の再開発が進んでいますが、コロナや資材の高騰で計画の見直しや西口駅前スーパー撤退と難問が山積して居るようです。駅周辺は五十年前には当たり前だったお年寄りや、気軽に買い物や賑わいがあるような憩いの場。また、学生が調べものや勉強ができるスペースが出来たらいいかななどと、勝手に想像しています。

ひとりひとり、駅前周辺やふくしまの創造図を考えてもたのしいと思えますが、皆様は、どう考えますか？

(後藤記)

少額の飲食費の 基準額引上げ

令和6年度税制改正大綱により、損金不算入とされる交際費等の範囲から除外される「少額の飲食費」の上限が、令和6年4月1日以後の飲食費から1万円以下（現行5千円以下）に引上げられることになりました。今回の基準額引上げでは飲食費の範囲や書類保存要件の変更はなく、現行と同様となりますが、特に留意すべき点は次の通りです。

まず、保存すべき書類の記載事項は、飲食の年月日、参加した取引先等（事業関係者）の氏名または名称及びその関係、参加者数、飲食の額、飲食店の名称及び所在地等です。

次に、取引先の行事への弁当の差入れ、飲食店で提供される飲食物等の持帰りの手土産等は飲食費に含まれません。接待の相手方が社外の者であれば、グループ会社や親子関係の会社間での接待も含まれます。

一方、飲食店までの送迎費用、単なる飲食物の詰合せの贈答、社内飲食費等は含まれません。また、ゴルフ・観劇・旅行等に伴う飲食は、それらと別に単独で行われた飲食を除き、含まれません。これらの費用は全て通常の交

際費として取り扱われます。

最後に1人当たりの金額の算定方法ですが、これは、支出した飲食費の総額を参加者数で除した金額となります。また、消費税は税抜経理方式の場合は税抜金額で算定し、税込経理方式の場合は税込金額で算定することになります。

なお、インボイス発行事業者でない飲食店への支払は、消費税の経過措置を適用することにより、令和8年9月末までは消費税相当額の80%（以後、令和11年9月末までは消費税相当額の50%）の額を税抜処理した後の金額で判定することが原則となります。ただし、昨年12月の消費税に係る通達の改正により、簡易課税事業者又はいわゆる2割特例制度の適用を受ける事業者は、継続適用を要件として、課税仕入に係る支払総額の10/110（軽減税率に係る取引は8/108）の仮払消費税処理が可能とされました。この方式によれば、税抜きの1人当たりの飲食費の額は、飲食店がインボイス発行事業者か否かにかかわらず同一となります。

この改正は事業活動の活性化、円滑化を図るとともに、飲食店等への需要拡大が目的とされています。コロナ禍で傷んだ地域経済活性化のためにも、ぜひご活用ください。

東北税理士会福島支部 鈴木 和郎

新春公開講演会・賀詞交歓会開催

去る1月26日（金）、

クラークリアンテナンパレスにおいて、元バレエボール女子日本代表の大林素子さんをお迎えし、「マイ・ドリーム」をテーマに公開講演会を開催しました。

大林さんは小学校時代に身長が高い事でいじめを受け、学校に行けない日が続いたそうですが、TVで観ていたバレエボールアニメからオリンピック代表選手になる「夢」が生まれたそうです。いじめっ子達を見返してやるにはこれしかない、「夢」に向け中学校でバレエ部に入学したものの、本人曰く「根っからのさぼり症」でほとんど休んだまま。背が大きいだけで新人戦の選手に選ばれますがボロ負けしてしまいます。その時の恥ずかしく情けない辛い気持ちたちが人生の逆転劇に繋がったといいます。

「今日決して明日頑張ろう（努力の先送り）」から「今日頑張るって明日楽しよう（楽の先送り）」へ、「努力は嘘をつかない」、「つらい経験はその後の人生の糧になる」。大林さんからの言葉はどれも共感でき、勇気が湧いてくるものでした。



講師 大林素子氏



また、エピソードとして、夢のきっかけをくれたいじめっ子4人組からサインを求められ、大林素子ファンクラブへ入会する事で和解したそうです。そしてなぜだか！ファンクラブ第1番から4番に名前が連なってるそうです（苦笑）。大林さんのパワーや人柄に呼び寄せられるのでしょう。

そんな素晴らしい大林さんにはまだまだ沢山の「夢」があるとの事です。現在は東京、福島、浜松の3拠点で活動されていますが、我々もこれからの活躍に目を離さず応援していきましょ



《定額減税について》

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

【定額減税の対象となる方】

令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除の適用を受けることができる方は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、原則として、給与収入が2,000万円以下である方）です。

【定額減税額】

特別控除の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人（居住者に限りません。）
30,000円
- 2 同一生計配偶者または扶養親族（いずれも居住者に限りません。）
1人につき30,000円

【定額減税の実施方法】

特別控除は、所得の種類によって、次の方法により実施されます。

1 給与所得者に係る特別控除

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限りません。）につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。

ります。

2 公的年金等の受給者に係る特別控

除

令和6年6月1日以後最初に支払われる公的年金等（確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金等を除きます。）につき源泉徴収をされるべき所得税等の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる公的年金等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

3 事業所得者等に係る特別控除

原則として、令和6年分の所得税の確定申告（令和7年1月以降）の際に所得税の額から特別控除の額が控除されます。

定額減税について、確定申告による調整等の手続につきましては、後日改めて国税庁ホームページにおいてご案内する予定です。

県税からのお知らせ

「自動車の変更登録を忘れずに！」

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は、使用者）に課税される県税です。

「譲った」「廃車をお願いした」等、現在自分の手元にはない自動車でも、3月31日までに管轄の運輸支局で所有権の移転や抹消の登録を済ませていないと、引き続き元の所有者に課税され、トラブルになることがありますのでご注意ください。

また、「壊れて動かない」等、実際に乗っていない自動車でも、抹消登録をしない限り継続して課税されます。使っていない自動車は、抹消の登録を行いましよう。

なお、令和6年度の自動車税種別割の納税通知書は、5月8日（水）に発送予定ですが、郵便法改正による「土曜日の配達休止」「配達日数の繰下げ」等の影響で配達に時間がかかるようになり、届くまで10日程度要する場合がありますので、ご留意願います。

（県庁税務課）

こちらから特設サイトにアクセスできます



定額減税特設サイト

青年部会

・租税教室講師養成研修会開催

1月29日（月）、青年部会による「租税教室講師養成研修会」を開催いたしました。

全員が同じように授業が出来るよう、独自に作った教材を使い、実際に行うこの研修会も3回目となりました。これで次年度もまた一人、『先生デビュー』する会員が誕生することと思います。

研修会終了後には、千葉福島法人会



長をはじめ、多くのOB会員や税務署幹部、女性部会、そして大笹生・だて支援学校の校長先生にもご臨席いただき、総勢57名で新年会を開催いたしました。

今回のアトラクションはビンゴ大会を開催、大いに盛り上がり、とても賑やかな会となりました。

なお、閉会前に能登半島地震支援募金について協力を呼び掛けたところ、全参加者より79,860円の浄財が集まりました。賛同いただいた皆様に感謝申し上げます。

・視察研修旅行

2月9日～10日、品川法人会青年部会との交流と研修を目的に研修旅行へ行ってきました。

初日は防衛省市ヶ谷地区見学へ。石原ひろたか内閣総理大臣補佐官のお迎えをいただき、約25ヘクタールある敷地内へ入りました。地域内に起居する自衛官を含め、約一万人の職員が勤務する施設や庁舎、極東国際軍事裁判（東京裁判）の法廷となった大講堂などを移設・復元した市ヶ谷記念館を見学しました。大本営陸軍部、陸軍省、参謀本部等の陸軍主要機関の防空壕として建設された大本営地下壕跡も見学。戦争を二度と繰り返さないという想いを感じつつ、国防を担う防衛省、自衛隊の幅広い任務と日々の業務について理解を深めました。

懇親会では互いの近況報告や自己紹介で交流。和やかに、そしてうるさいくらいに盛り上がりました。

二日目は、明治神宮、神田明神へ参拝しそれぞれの商売繁盛、会の発展を祈念してきました。参加いただいた皆様、品川法人会青年部会の皆様、ありがとうございました。



女性部会

●新年会

年明けに起きた能登半島地震において災害に合われた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。また、会場にて部会員及びご出席の皆様から義援金をいただき感謝申し上げます。

新年会は、クーラクーリアンテサンパレスにて、税務署署長藤田様に講話を頂戴いたしました。大相撲初場所中でもあり、大相撲力士にかかわる税金

についてのお話でした。懸賞金一本の手取りは3万円で事業所得になるそうです。人気力士になると一場所いくら?など想像が膨らみ、相撲観戦に新たな楽しみができました。来賓には税務署の皆様、千葉会長、青年部会役員様、大同生命保険、アフラックの皆様においていただき、和やかに新年のスタートをきることができました。今年には六〇年に一度の甲辰だそうです。天まで届く勢いで成長し繁栄する一年になるよう期待しております。



●「あいあい保育園」で税金教室

法人会会員の小熊様にご協力戴き、松川町の「あいあい保育園」にて四年ぶりに園児の税金教室を行いました。保育園での園児の税金教室は女性部会にしかできない意義ある活動だと思っておりますので、再開でき大変有難いです。

黄色のジャケットで子供達の前に立つと、興味津々!!はたらく車の〇×クイズでは、みんなの元気な声が飛び交い、こちらまで元気を貰えました。しっかりと勉強した後はご褒美のお買い物です。一店目は緊張しながら一人ひとりが品代と消費税を支払い、二店目では目を輝かせて真剣に品物を選んでいました。

保育園では「税金」とは思いやりから生まれていることを伝えていま



す。子供たちが思いやりを持って遅く成長してくれるようエールを送ります。そして我々も明るい未来のために努力していきましょう。

青年部会

部会員募集

女性部会

福島法人会青年部会・女性部会では新入会員を募集しております。
入会資格は、福島市・伊達市・伊達郡の法人会会員企業の経営者、社員、
そのほか当部会の趣旨に賛同していただける方です。

青年部会は50歳まで、女性部会の定年はありません。

活動は、企業の発展のための税務・経営に関する研修会の実施

子供たちへの租税教育活動

献血・募金・タオル寄贈 など

また、活動を通じての異業種間の交流や情報交換など、経営に役立つ場としての役割も目的のひとつとしております。



お申込みお待ちいたしております!!



活動中

○部会員数	青年部会 81 名	女性部会 36 名	(6.2.28 現在)
○年会費	青年部会 15,000 円	女性部会 10,000 円	

お問合せは 福島法人会事務局 ☎ 536-1291 まで

能登半島 地震募金

福島法人会賀詞交歓会・女性部会新年会・青年部会新年会において、能登半島地震被害への募金活動をそれぞれ行い、合計で156,507円のご協力をいただきました。お預かりした浄財は、一般社団法人石川県法人会連合会を通じ、被災者支援に役立てていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

婚活部会

●DeiAi応援プロジェクト2024
バレンタイン直前！恋するパーティー

2月2日（金）、Curry and Spice
Dishes 笑夢にて、男性13名、女性8
名の参加者によるイベントを開催いた
しました。

参加者の中には別の店舗に行ってい
まうトラブルがありました。到着ま
でに食べるものを取り分けてもらっ



とにし、会話と食事を同時に始めるこ
とができました。

イベントは和やかな雰囲気の中で進
行し、見事に2組がカップリング!!そ
れぞれにお食事券が贈呈されました。

カップリングしなかった参加者の
方々からも、お料理が美味しかったと
大好評いただきました。

次年度も楽しいイベントを企画して
いきたいと考えておりますので、皆様
のご参加を心よりお待ちしております。

新規加入者紹介

*新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種
CARPE DIEM合同会社	松田 康子	福島市置賜町7-5	飲食業
北翔建設株式会社	鈴木 勝之	福島市御山字三本松19-1信夫プラザ	建設業
有限会社柳田商事	佐藤 正子	福島市南矢野目字徳元田7-6	不動産業
有限会社松月堂	安田 寛	福島市さくら三丁目1-18	食品製造販売
株式会社こはる地所	矢吹美香子	伊達市保原町字六丁目19-3	不動産業
株式会社グットワンデー	紙谷 瑞恵	福島市伏拝字田中19-7	不動産管理業その他
株式会社NA	板倉雄一郎	福島市早稲町5-17	不動産賃貸業、コンサルティング業
株式会社松本石材	松本 修剛	福島市方木田字葉ノ木立29-195	石工工事業
不動産センター福島株式会社	佐々木文博	福島市荒町4-36	不動産売買・仲介業
東邦土地建物株式会社	佐藤 正二	福島市大町4-4	不動産仲介・賃貸業
合同会社ランバージャック	佐藤 文江	福島市大波字岩巡26-2	林業
スペインバル・カメレオン	齋藤 文典	福島市置賜町8-8 パセナカミッセ2F	飲食業
有限会社カトウサインテック	加藤 淳志	福島市太平寺字兒子塚63-2	看板、屋外広告業

毎週水曜日 8時40分～ FMポコにて「暮らしの税の情報」放送中♪

会員企業を応援! わっ!! 福島法人会



特々上のお寿司



特上弁当



上弁当



(有)割烹寿し かんだ
Interview
神田 浩幸 さん
明子 さん

【所在地】〒960-8163 福島市方木田字永屋9-1
【事業内容】飲食業
【連絡先】024-546-2661
【営業時間】10:00~14:30(ラストオーダー14:00)
16:30~21:00(ラストオーダー20:30)



Q. お店の紹介をお願いします。

浩幸さん 1975年10月に父親が創業しました。私は高校卒業後、山梨と京都で5年間修業してこちらに戻り、一緒に板場に立って今に至ります。今は2代目で、夫婦でやっています。
明子さん お店に立って30年になります。

Q. 店内の雰囲気について教えてください。

浩幸さん 先代からの昔なじみのお客様がいて、ご食事やご宴会などで利用いただいています。コロナ禍で集まりなどが減り今は夫婦でできる範囲で無理なく受けている状況です。

Q. おすすめのメニューを教えてください。

浩幸さん 寿司屋なので、寿司ですね！特上までは同じ数ですが、特々上は量が多いので、たくさん食べたい方にオススメです！
ほかに手作りのおードブル(予約制。約3人前で6,048円)や特上弁当もあります。コロナ禍でオードブルよりも1人前の特上弁当が好まれています。
ランチメニューには寿しランチ(10食限定) 1,430円と鶏天990円(いずれも味噌汁、お新香、小鉢つき)があります。
不定休なので、お越しの際に確認の

お電話をいただけると来ていただいたのに閉まっていた、なんてこともないかと。

Q. 配達もしていますか？

浩幸さん 予約制でお寿司、お弁当の配達とテイクアウトもしております(配達範囲については要相談。早めにご予約ください)。宴会や仕出しなどもお早めにお電話ください。

Q. メッセージまたはPRをお願いします。

浩幸さん 割烹と書いてあるので数居が高く感じますが、寿司だけでなく定食などのメニューもありますのでお気軽にお越しください！

【取材者の「コメント」】

インタビューさせていただいたご夫婦の漫才のような掛け合いが面白く、あっという間に時間が過ぎました！ランチのお寿司と鶏天どちらもとても美味しかったです！また食べに行きます！

